若手研究者戦略的海外派遣事業費	32,355	—	3,405	—	—	28,949	
留学生交流支援制度	3,040	—	—	—	—	3,040	
教員講習開設事業費等補助金	8,058	—	—	—	—	8,058	
農村漁村６次産業化対策事業補助金	9,570	—	—	—	—	9,570	
国際化拠点整備事業費補助金	62,042	—	7,540	—	—	54,501	
合　計	148,933	—	10,946	—	—	137,987	

(注)　当期交付額には、来期に精算する22千円が含まれていません。

⑱　役員及び教職員の給与の明細

常勤・非常勤の定義等は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）によります。　（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(69,606) 69,606	5	(—) —	—
	非常勤	3,435	2	—	—
	計	(69,606) 73,041	7	(—) —	—
	常勤	(6,076,070) 6,093,371	776	(808,695) 808,695	45
教職員	非常勤	672,160	752	767	10
	計	(6,076,070) 6,765,532	1,580	(808,695) 809,462	55
合計	常勤	(6,145,676) 6,162,977	781	(808,695) 808,695	45
	非常勤	675,595	754	767	10
	計	(6,145,676) 6,838,573	1,587	(808,695) 809,462	55

1．役員に対する報酬等の支給基準
- 報酬月額の計算方法：国立大学法人埼玉大学役員報酬規則第７条によります。
- 退職手当の計算方法：国立大学法人埼玉大学役員退職手当規則第３条によります。

2．教職員に対する給与及び退職手当の支給基準
- 給与の計算方法：一般職国家公務員に準拠しています。
- 退職手当の計算方法：国家公務員退職手当法に準拠しています。

3．支給人員数は、年間平均支給人員によります。

4．人件費の定義について
- 常勤職員は、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員です。
- 非常勤職員は、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員です。

5．「常勤」欄の上段に（　）書きにて「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額を記載しています。

6．法定福利費は、本表に含めていません。

⑲　開示すべきセグメント情報　（単位：千円）

区分	学部・研究科等	附属学校	小計	法人共通	合計
業務費用					
業務費	9,153,605	908,444	10,062,049	2,119,262	12,181,312
教育経費	1,017,863	134,414	1,152,278	648,933	1,801,212
研究経費	833,025	—	833,025	11,631	844,657
教育研究支援経費	259,951	—	259,951	136,000	395,952
受託研究費	374,716	—	374,716	42,795	417,511
受託事業費	229,927	1,041	230,968	2,360	233,328
人件費	6,438,119	772,988	7,211,108	1,277,541	8,488,650
一般管理費	88,062	834	88,897	365,056	453,954
財務費用	6,149	501	6,650	3,665	10,315
雑損	—	—	—	15	15
小計	9,247,817	909,780	10,157,597	2,488,000	12,645,597